

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
神川町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出
があった。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

職名 氏 名 住 所

理事 鈴木 幹 雄 埼玉県本庄市児玉町保木野三百七十四番地